

公共施設の使用料が無料になりました

公民館やコミュニティセンター、体育館やグラウンドなど、市民の皆さんの活動拠点である公共施設の使用料が無料になりました（※無料になった施設は、表のとおりです）。

これらの施設は、市民の皆さんの文化活動やスポーツ活動、地域活動の拠点であり、人と人とのつながりや交流の輪、地域の活力や生きがいを生み出す大切な施設です。

市民の皆さんが「もっと気軽に」「もっと楽しく」、そして「使いやすく、集いやすい場所」となるよう、グループや地域で、どんどんご利用、ご活用ください。

※冷暖房設備やグラウンドの夜間照明施設・音響・ピアノ等の付属設備を使用される場合は、その費用をご負担いただきます。また、テニスコート・グラウンドゴルフ場・プール等の表にない施設については、今までどおり使用料を頂きます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

（行財政改革推進室）



地域	施設名	所在地	お問い合わせ
マキノ地域	マキノ学童農園土に学ぶ里施設（研修センター）	マキノ町蛭口260番地1	27-1131
	マキノグラウンド（研修センターグラウンド）	マキノ町蛭口258番地2	27-1131
	マキノ屋内グラウンド（スパークハウス）	マキノ町蛭口1371番地	27-1131
	マキノ林間スポーツセンター 多目的広場	マキノ町蛭口109番地	28-1188
	マキノ農業公園施設（マキノピクランド） 多目的広場	マキノ町寺久保地先	27-1811
今津地域	今津公民館（今津北コミュニティセンター）	今津町日置前149番地1	22-2249
	今津東コミュニティセンター	今津町中沼1丁目4番地1	22-3222
	今津上コミュニティセンター	今津町下弘部1348番地1	22-2249
	今津宮の森コミュニティセンター	今津町弘川1692番地、1705番地1	22-2945
	今津北運動広場	今津町北仰906番地	22-6844
	今津勤労者体育館	今津町今津1952番地1	22-6844
	今津東体育館	今津町今津1952番地1	22-6844
	今津北体育館	今津町日置前100番地	22-6844
	今津上体育館	今津町上弘部486番地	22-6844
	今津総合運動公園 第1～第3グラウンド、屋内ゲートボール場、屋外ゲートボール場	今津町日置前3110番地	22-5555
	今津山村広場	今津町梅原1177番地1	22-5555
朽木地域	朽木生涯学習施設「ステーション・オアフ」	朽木市場875番地1	38-3004
	朽木公民館（文化交流施設「やまびこ館」研修室） 朽木農研研修センター	朽木市場792番地	38-2324
	朽木グラウンド	朽木野尻478番地8	38-2324
	グリーンパーク想い出の森 朽木体育館、多目的ふれあい広場、多目的グラウンド	朽木柏341番地3	38-2770
安曇川地域	安曇川公民館（安曇川ふれあいセンター内）	安曇川町田中89番地	32-0003
	安曇川総合体育館	安曇川町田中630番地1	32-0003
	健康の森梅ノ子運動公園 多目的グラウンド、ゲートボール場、芝広場、相談室・体力テスト室	安曇川町南古賀、常盤木地先	33-1515
	安曇川多目的グラウンド	安曇川町北船木地先	32-4459
	安曇川世代交流センター	安曇川町南船木249番地	34-1320
	勤労青少年ホーム	安曇川町田中630番地1	32-2812
高島地域	高島公民館	高島市勝野670番地	36-0219
	高島B&G海洋センター 体育館、屋根付多目的広場、運動公園グラウンド、会議室	高島市宮野1516番地	36-1370
	新旭公民館	新旭町北畑567番地	25-8100
新旭地域	新旭グラウンド	新旭町新庄地先 安曇川高水敷	25-8100
	新旭体育館	新旭町旭818番地	25-8100
	新旭武道館	新旭町旭820番地	25-8100
	新旭森林スポーツ公園 多目的グラウンド	新旭町熊野本245番地	25-3927

「定額給付金」と「子育て応援特別手当」申請・給付が始まります！

高島市では、4月中旬から下旬に「定額給付金」と「子育て応援特別手当」のお知らせ（申請書類在中）を、各ご家庭に送付します。

お知らせが届きましたら内容を確認の上、必要事項を記入し提出してください。

◎定額給付金

▼実施の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的としています。

▼給付対象者

平成21年2月1日（基準日）において、高島市の①住民基本台帳に記録または②外国人登録原票に登録されている方（短期滞在者および不法滞在者は対象外）

▼申請・受給者

・給付対象者①＝その方の属する世帯の世帯主
・給付対象者②＝その方

▼給付額

1人につき12,000円
ただし、基準日において65歳以上の方・18歳以下の方は、1人につき20,000円
※18歳以下の方：平成2年2月2日以後に生まれた方
※65歳以上の方：昭和19年2月2日以前に生まれた方

◎子育て応援特別手当

▼実施の目的

現在の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期における子育てを支援することを目的としています。

▼支給対象

平成2年4月2日以降に生まれた兄弟または同居する子どもがいる平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子ども（第2子以降の子）

▼支給額

1人につき36,000円

▼申請者

「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主、または世帯主から委任された代理人の方

※対象者・申請者とも、高島市の住民基本台帳に登録または外国人登録原票に登録されていることが必要です（短期滞在者および不法滞在者は対象外）。

◆手続きの流れ

1. 申請書が届く

2. 申請書を記入する

申請書に必要事項を記入し、添付書類を用意してください。

【添付書類】

- ①申請者の本人確認ができるもの
- ②振込口座が確認できるもの

※①は、住民基本台帳カード（顔写真付き）、外国人登録証明書、運転免許証、パスポート、健康保険等の被保険者証のいずれかのコピー、②は通帳またはキャッシュカードの口座番号と口座名義（フリガナ）の確認できる個所のコピーを添付してください。なお、①②に係るコピーは、市役所（本庁）・各支所または各公民館へご持参いただければ無料でできます。

3. 申請書を提出する

申請方法は、郵送による申請（返信用封筒）と市役所（本庁）または各支所の窓口での申請となります。

4. 指定口座へ振り込み

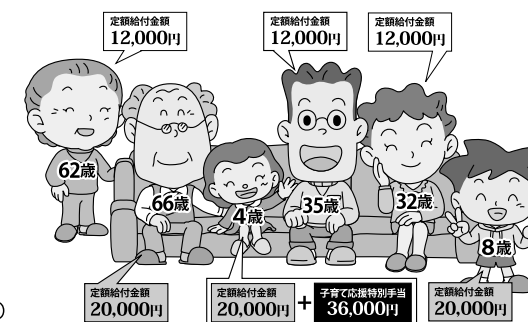
申請書の内容を確認後、指定された金融機関の口座に振り込みます。

定額給付金に関することは……

定額給付金推進室 ☎(25)8019

子育て応援特別手当に関することは……

子ども家庭総務課 ☎(25)8136



この家族の場合、おじいさんは65歳以上、2人の子どもは18歳以下なので、定額給付金はそれぞれ2万円。父母とおばあさんはそれぞれ1万円ずつとなります。また、4歳の子どもは、8歳の兄がいるので子育て応援特別手当の支給対象となり、3万6千円が支給されます。

◆休日は臨時窓口をご利用ください。

●4月25日（土）

- ・9時～正午 マキノ土に学ぶ里研修センター
- ・14時～17時 今津東コミュニティセンター

●4月26日（日）

- ・9時～正午 新旭公民館
- ・14時～17時 安曇川公民館（安曇川ふれあいセンター）

●4月29日（水）

- ・9時～正午 高島公民館（アイリッシュパーク）
- ・14時～17時 朽木公民館（やまびこ館）